

## 高松市すこやか認定保育所事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、認可外保育施設の設置者に対し、当該認可外保育施設を高松市すこやか認定保育所として認定する事業を実施することに関し必要な事項を定めることにより、認可外保育施設の保育水準及び入所児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 認可外保育施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は法第39条第1項に規定する業務を目的とした施設であつて、法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第3条第1項若しくは第3項の認定若しくは認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの（法第58条の規定により児童福祉施設又は家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの、認定こども園法第7条第1項の規定により幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定を取り消されたもの及び認定こども園法第22条第1項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものを含む。）をいう。

(2) 補助事業 この要綱に基づく補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる事務又は事業をいう。

### (認定保育所の認定)

第3条 高松市すこやか認定保育所（以下「認定保育所」という。）の認定は、市長が行うものとする。

### (認定の対象施設)

第4条 認定保育所の認定の対象となる認可外保育施設は、市内に所在するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する認可外保育施設は除くも

のとする。

- (1) 事業主が雇用する従業員の福利厚生等のため設置したもの
- (2) その設置者が市税を滞納しているもの
- (3) その他市長が認定保育所の認定を行うことが適当でないと認めるもの  
(認定の基準)

第5条 認定保育所の認定の認定基準は、高松市認可外保育施設指導監督要綱（平成14年10月1日施行）別表第1に規定する認可外保育施設指導監督基準に適合し、かつ、別表第1に掲げる基準を満たすものとする。

(認定の申請)

第6条 第3条の認定を受けようとする認可外保育施設の設置者（以下「認定申請者」という。）は、高松市すこやか認定保育所認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長が指定する日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 雇用する有資格者（保育士又は看護師（准看護師を含む。））について、当該資格を確認することができる書類
- (2) 入所児童に関する保険に加入したことを確認することができる書類
- (3) 当該認可外保育施設の各室の床面積が記載された施設平面図
- (4) その他市長が必要と認める書類

(認定の決定及び通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査するとともに必要に応じて実地調査をし、認定保育所の認定を決定したときは、高松市すこやか認定保育所認定書（様式第2号）により認定申請者に通知するものとする。

(認定の変更の届出)

第8条 認定保育所の認定を受けた認定申請者（以下「認定事業者」という。）は、当該認定保育所に係る次に掲げる事項に変更があったときは、その日から7日以内に、高松市すこやか認定保育所変更届（様式第3号）に当該変更の内容が分かる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

- (2) 名称及び所在地
  - (3) 定員
  - (4) 開所時間
  - (5) 入所児童に関する保険の加入内容
  - (6) 提携する医療機関
- (認定の廃止の申出)

第9条 認定事業者は、認定保育所の認定の廃止を希望するときは、高松市すこやか認定保育所認定廃止申出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(報告の徴収)

第10条 市長は、この要綱の施行に必要な限度において、認定事業者に対し、その事務に関し報告を求めることができる。

(認定の取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第7条の認定を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 認定保育所が第5条の認定基準を満たさないことが判明したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により認定を受けたと認められるとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が認定を取消す必要があると認められるとき。

2 認定の取消しにより、認定の取消しを受けた者が損害を受けた場合であっても、本市はその賠償の責めを負わない。

(認定保育所における事故時の賠償責任)

第12条 認定保育所において事故等が発生し、利用者等に身体上又は財産上の損害が生じた場合は、認定事業者が賠償の責めを負うものとし、本市はその賠償の責めを負わない。

(補助金の交付)

第13条 市長は、認定事業者に対し、予算の範囲内で高松市すこやか認定保育所運営補助金（以下「補助金」という。）を交付することができる。

(補助対象経費)

第14条 補助金の交付の対象となる経費は、高松市認可外保育施設補助要綱（平成29年10月1日施行）第4条に規定する補助対象経費とする。

（補助事業の期間）

第15条 補助事業の期間は半期ごととし、上半期は認定事業者が補助金の交付を申請しようとする年度（以下「申請年度」という。）の4月1日から9月30日まで、下半期は申請年度の10月1日から3月31日までとする。

（補助金の額）

第16条 補助金の額は、第14条に定める補助対象経費の実支出額の合計額（当該額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、その額は、補助事業の期間中の毎月初日における認可外保育施設に在籍する高松市内に住所を有し、保護者の労働又は疾病その他の事由により、家庭において必要な保育を受けることが困難な小学校就学前の始期に達するまでの者（以下「補助対象児童」という。）の数に、補助対象児童の年齢に応じて、別表第2に定める額を乗じて得た額の合計額に25,000円を加えた額を上限額とする。

（交付の申請）

第17条 補助金の交付を受けようとする認定事業者（以下「申請者」という。）は、高松市すこやか認定保育所運営補助金交付申請書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、上半期分については9月15日まで、下半期分については3月15日までに市長に提出しなければならない。

- （1） 保育児童報告書（様式第6号）
- （2） 児童名簿（様式第7号）
- （3） 収支予算書（様式第8号）
- （4） その他市長が必要と認める書類

（交付の決定及び通知）

第18条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、高松市すこやか認定保育所運営補助金交付決定通知書（様式第9号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付の決定を行う場合において、必要な条件を付することができる。

(変更等の申請)

第19条 補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、当該補助金の交付の決定を受けた補助事業を変更し、又は廃止しようとするときは、速やかに次に定める手続をしなければならない。

(1) 第17条に規定する申請書又は申請書に添付した書類の内容又は記載した事項を変更（市長が認める軽微な変更を除く。）しようとするときは、高松市すこやか認定保育所運営補助金変更承認申請書（様式第10号）に当該変更の内容が分かる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けること。

(2) 補助事業を廃止しようとするときは、高松市すこやか認定保育所運営補助金廃止承認申請書（様式第11号）を市長に提出し、その承認を受けること。

(実績報告)

第20条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、上半期にあつてはその完了の日から起算して20日を経過する日まで、下半期にあつては申請年度の3月31日までに、高松市すこやか認定保育所運営補助金実績報告書（様式第12号）に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 保育児童報告書（様式第6号）（交付の申請時から変更がある場合に限る。）

(2) 児童名簿（様式第7号）（交付の申請時から変更がある場合に限る。）

(3) 収支決算書（様式第13号）

(4) 補助対象経費を支払ったことが確認できる書類

(5) その他市長が必要と認める書類

(交付指令等)

第21条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があつたときは、補助事業が申請のとおり完了したことを確認した後、高松市すこやか認定保育所運営補助金交付指令書（様式第14号）により補助金の交付について、補助事業者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、所定の請求書を市長に提出しなければならない。

(交付の決定の取消し及び補助金の返還)

第22条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 第11条の規定により認定の取消しを受けたとき。

(3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

(4) その他市長の指示に従わないとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(目的外使用の禁止)

第23条 補助事業者は、その補助金を第14条に定める補助対象経費以外に充ててはならない。

(経理の明確化)

第24条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支の状況並びに補助事業の実施に関する書類及び帳簿類を他の経費と区分して常に整備し、関係帳票を申請年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(検査等)

第25条 市長は、必要があると認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業の実施状況について調査をさせることができる。

2 補助事業者は、市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければならない。

(委任)

第26条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年10月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現に本市に対してされている改正前の高松市すこやか認定保育所事業実施要綱(以下「旧要綱」という。)の規定による高松市すこやか認定保育所の認定の申請は、改正後の高松市すこやか認定保育所事業実施要綱(以下「新要綱」という。)の規定による申請とみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱第2条の認定を受けている認可外保育施設は、新要綱第3条の認定を受けた認可外保育施設とみなす。
- 4 旧要綱第4条第3項の規定により交付された高松市すこやか認定保育所認定書は、新要綱第7条の規定により通知された高松市すこやか認定保育所認定書とみなす。
- 5 新要綱(高松市すこやか認定保育所運営補助金に係る部分に限る。)の規定は、この要綱の施行の日以後に交付の申請のあった高松市すこやか認定保育所運営補助金について適用し、同日前に交付の申請のあったすこやか認定保育所運営補助金については、なお従前の例による。
- 6 旧要綱に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成30年1月1日から施行する。
- 2 第4条の規定による改正後の(中略)高松市すこやか認定保育所事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付又は認定の申請のあった(中略)高松市すこやか認定保育所の認定、高松市すこやか認定保育所運営補助金について適用し、同日前に交付又は認定の申請のあった(中略)高松市すこやか認定保育所の認定、高松市すこやか認定保育所運営補助金については、なお従前の例による。

別表第1（第5条関係）

区 分	基 準
定員	20人以上であること。
開所時間	1日11時間以上であること。
入所児童数	月極契約の入所児童数が、年間を通じて利用定員の2分の1以上であること。
職員配置等	保育時間において、保育に従事する者の2分の1以上が、保育士又は看護師の資格を有すること。
防災対策	高松市火災予防査察規程（平成27年高松市消防局規程第3号）第8条第1項の規定に基づく直近の査察において、その結果が良好であること又は違反事項等が認められた場合であっても消防署長に対し改善計画書が提出されていること。
保険への加入	設置者を被保険者として、死亡及び後遺障害保険金額が児童1人につき5,000万円以上で、かつ、損害賠償保険金額が1事故につき3億円以上である施設賠償責任保険に加入していること。
医療機関との連携	入所児童の健康管理に資するため、提携する医療機関を指定していること。
施設運営等	(1) 施設の開設後6月以上が経過しており、健全かつ安定した事業運営により事業の継続が見込めること。 (2) 法第59条第1項の規定による立入調査において、改善指示事項等がなく、施設運営及び設備が良好であること又は改善指示事項等の指摘があった場合であっても、高松市に対し1月以内に改善について文書を提出し、速やかに施設運営等の改善を行っていること。

別表第2（第16条関係）

1 午後8時まで利用する補助対象児童

0歳 月額 15,000円

1歳～2歳 月額 9,000円

3歳以上 月額 3,500円

2 午後8時を過ぎて利用する補助対象児童

0歳 月額 22,000円

1歳～2歳 月額 13,500円

3歳以上 月額 5,000円

備考 児童の年齢は、申請年度の初日の前日における年齢とする。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 所在地  
施設名  
設置者氏名 ⑩  
〔 法人にあっては、名称  
及び代表者の氏名 〕

高松市すこやか認定保育所認定申請書

高松市すこやか認定保育所の認定を受けたいので、高松市すこやか認定保育所事業実施要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。なお、高松市すこやか認定保育所の認定に係る概要は、別紙のとおりです。

備考 申請者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができます。

別紙 高松市すこやか認定保育所の認定に係る概要書

1 施設の名称							
2 施設の所在地等	〒 ー		電話番号 ー				
3 設置者の氏名又は名称							
4 設置者の住所等	〒 ー		電話番号 ー				
5 代表者の氏名等	(氏名)		(役職名)				
6 管理者の氏名等	(氏名)		(役職名)				
7 管理者の住所等	〒 ー		電話番号 ー				
8 事業の開始の日	年 月 日						
9 開所時間	区 分	通常開所時間	時間外開所時間	備 考			
	平 日	: ~ :	: ~ :				
	土 曜 日	: ~ :	: ~ :				
	日曜日及び 祝 祭 日	: ~ :	: ~ :				
10 提供するサービスの内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・月 極 契 約 (対象年齢 歳 ~ 歳 )</li> <li>・一 時 預 か り (対象年齢 歳 ~ 歳 )</li> <li>・夜 間 保 育 (対象年齢 歳 ~ 歳 )</li> <li>・2 4 時 間 保 育 (対象年齢 歳 ~ 歳 )</li> <li>・その他 ( ) (対象年齢 歳 ~ 歳 )</li> </ul>						
11 利用定員	区 分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳~就学前	合計
	人 数						

12 児童の時間帯別の在籍数 (年月日現在)	年齢		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳～就学前	計					
	保育時間帯												
	7:00～8:59												
	9:00～16:59												
	17:00～17:59												
	18:00～18:59												
	19:00～19:59												
	20:00～21:59												
	22:00～23:59												
	0:00～6:59												
上記のうち、主たる保育時間である11時間( : ~ : ) について再掲													
13 職務に従事している職員の配置数 (年月日現在)	区分	施設長		保育従事者((a)を除く。)		その他職員((a)及び(b)を除く。)		合計((a)+(b)+(c))					
		(a)		(b)		(c)							
	勤務形態	常勤	非常勤	常勤 人	非常勤 人	常勤 人	非常勤 人	常勤 人 非常勤 人					
資格の有無等	・保育業務への従事有・無 ・資格(従事している場合に記入) 保育士 看護師 その他( )		保育士 人 看護師 人 その他 人 ( )	保育士 人 看護師 人 その他 人 ( )	調理 人 その他 人 ( )	調理 人 その他 人 ( )							
14 13のうち、保育に従事している職員の配置数及び勤務の体制	(1) 有資格者(保育士又は看護師)												
	職名	勤務形態	勤務時間帯							勤務時間			
			～8時	10時	12時	14時	16時	18時	20時	22時	24時	2時～	
		常勤											
		非常勤											
		常勤											
		非常勤											
		常勤											
		非常勤											
		常勤											
		非常勤											
	常勤換算後の人数										総勤務時間		
	総勤務時間 ( ) 時間 ÷ 8時間 = ( ) 人												
	(2) (1)以外の職員												
職名	勤務形態	勤務時間帯							勤務時間				
		～8時	10時	12時	14時	16時	18時	20時	22時	24時	2時～		
	常勤												
	非常勤												
	常勤												
	非常勤												
	常勤												
	非常勤												
常勤換算後の人数										総勤務時間			
総勤務時間 ( ) 時間 ÷ 8時間 = ( ) 人													

15 職務に就ける職員数 の配置(平均的)	区分	施設長 (a)		保育従事者 ((a)を除く。) (b)		その他職員 ((a)及び(b)を除く。) (c)		合計 ((a)+(b)+(c))					
	勤務形態	常勤	非常勤	常勤 人	非常勤 人	常勤 人	非常勤 人	常勤 人	非常勤 人				
	資格の有無等	・保育業務への従事有・無 ・資格(従事している場合に記入) 保育士 看護師 その他( )		保育士 人 看護師 人 その他 人 ( )	保育士 人 看護師 人 その他 人 ( )	調理 人 その他 人 ( )	調理 人 その他 人 ( )						
16 15のうち、保育に就ける職員数の配務定	(1) 有資格者(保育士又は看護師)												
	職名	勤務形態	勤務時間帯								勤務時間		
			~8時	10時	12時	14時	16時	18時	20時	22時	24時	2時~	
		常勤											
		非常勤											
		常勤											
		非常勤											
		常勤											
		非常勤											
		常勤											
	非常勤												
												総勤務時間	
	常勤換算後の人数 総勤務時間 ( ) 時間 ÷ 8時間 = ( ) 人												
(2) (1)以外の職員													
職名	勤務形態	勤務時間帯								勤務時間			
		~8時	10時	12時	14時	16時	18時	20時	22時	24時	2時~		
	常勤												
	非常勤												
	常勤												
	非常勤												
	常勤												
	非常勤												
	常勤												
	非常勤												
												総勤務時間	
	常勤換算後の人数 総勤務時間 ( ) 時間 ÷ 8時間 = ( ) 人												
17 入所児童に 関する保険の 加入状況	保険の種類	賠償責任保険 傷害保険 その他 ( )											
	保険事故 (内容)												
	保険金額												
18 提携する医 療機関	医療機関名												
	所在地												
	電話番号												
	提携内容												

	広 さ 等	室 名	保育室等	調 理 室	便 所	そ の 他	合 計	
		室 数 延べ面積	室 ㎡	室 ㎡	室 ㎡	室 ㎡	個	㎡
19 施設・設備	屋外遊戯場 (園庭)	有 ( ㎡ ) 無 → 公園など付近で子どもを安全に遊ばせることが可能な場所 ( 有 所在 ( ) ・ 無 )						
	建物の構造	鉄骨造 鉄筋コンクリート造 れんが造 木造 その他 ( )						
		階建て ( 階建ての 階部分 )						
	建物の形態	専用建物 集合住宅 事務所用建物 業務用建物 その他 ( )						
20 消火用具の 設置	有 ( 消火器 その他 ( ) )						無	
21 玄関以外の 非常口	有 無 → 無の場合の避難器具 有 ( )						無	
22 消防計画	有 ( 届出済 ( 年 月 日届出 ) 未届 )						無	
23 避難消火訓 練	実施 ( 実施回数 回 / 年 ( うち図上訓練 回 / 年 ) )						未実施	
24 保育室が2 階にある場合	転落防止設備 ( 窓柵 階段手すり テラス手すり ) 耐火構造の建物 ( 鉄筋コンクリート れんが 石 ) 避難設備 ( 耐火構造の傾斜路 屋外階段 )					適 適 適	不 適 不 適	
25 保育室が3 階以上の階に ある場合	転落防止設備 ( 窓柵 階段手すり テラス手すり ) 耐火構造の建物 ( 鉄筋コンクリート れんが 石 ) 屋内避難階段 ( 保育室等から30メートル以内にあるもの ) 屋外避難階段 ( 保育室等から30メートル以内にあるもの ) 避難用器具の備付け ( 救助袋、緩降機、避難橋等 ) 調理室の防火区画 ( 耐火構造の床及び壁又は特定防火設備 ) 保育室の壁及び天井が不燃材料仕上げ 非常警報器具又は非常警報設備 カーテン、敷物、建具等の防災処理					適 適 適 適 適 適 適 適	不 適 不 適 不 適 不 適 不 適	

記載上の注意等

- 1 「5 代表者の氏名等」の欄  
設置者が法人、任意団体等の場合は、その代表者の氏名及び役職名を記入すること。
- 2 「6 管理者の氏名等」の欄  
「管理者」とは、施設長等施設における保育の実施責任者をいう。
- 3 「9 開所時間」の欄  
「時間外開所時間」とは、利用者の希望に応じて、通常の開所時間外で開所する場合における開所時間をいう。
- 4 「10 提供するサービスの内容」の欄
  - (1) 施設において提供しているサービスについて該当するもの全てを○で囲み ( 該当するものがない場合は、括弧内にサービスの名称を記入し ) 、受入可能な児童の年齢について記入すること ( 0歳児については、月齢まで記入すること ) 。
  - (2) 用語の意義は、次のとおりとする。
    - ア 月極契約 入所児童の保護者と月単位で保育日や保育時間を定めて契約し、月を通して継続的に保育サービスを提供するもの。
    - イ 一時預かり 入所児童の保護者と日単位又は時間単位で不定期に契約し、保育サービスを提供するもの。
    - ウ 夜間保育 終了する時刻が午後8時を過ぎるものであって、宿泊を伴わない保育サービスを提供するもの。
    - エ 24時間保育 24時間のいずれの時間帯でも保育サービスを提供するもの。
- 5 「11 利用定員」の欄  
利用定員について特に定めがない場合には、職員配置や設備の面を考慮して、施設において同時に保育を行うことが可能な人数を記入すること。
- 6 「12 児童の時間帯別の在籍数」の欄

各保育時間帯における月極契約及び一時預かりに係る児童数を記入すること。

- 7 「13 職務に従事している職員の配置数」の欄及び「14 13のうち、保育に従事している職員の配置数及び勤務の体制」の欄
  - (1) この報告書の作成の日において職務に従事している全ての職員について記入し、これらの職員のうち実際に保育に従事している職員については、勤務していた時間帯を記入するとともに、有資格者と有資格者以外に分けて、常勤換算したもの（有資格者の職員と有資格者以外の職員別にそれぞれの勤務延べ時間数の合計を8時間で割ったもの）を記入すること。なお、施設長についても実際に保育に従事している場合には、これに含めること。
  - (2) この報告書に各保育従事者の勤務の体制が分かる勤務割表等を添付した場合は、職員別の勤務時間帯についての記入は省略することができる（常勤換算後の人数は記入しなければならない。）。
  - (3) 有資格者（保育士又は看護師（准看護師を含む。））については、その資格を確認することができる書類を添付すること。
- 8 「15 職務に従事している職員の配置予定数」の欄及び「16 15のうち、保育に従事している職員の配置数及び勤務の体制の予定」の欄
  - (1) 職務に従事する全ての職員について配置予定数（施設における年間を通じての平均的な職員配置数）を記入し、これらの職員のうち実際に保育に従事している職員については、勤務する時間帯を記入するとともに、有資格者と有資格者以外に分けて、常勤換算したもの（有資格者の職員と有資格者以外の職員別にそれぞれの勤務延べ時間数の合計を8時間で割ったもの）を記入すること。なお、施設長についても実際に保育に従事している場合には、これに含めること。
  - (2) この届出書に各保育従事者の勤務の体制が分かる勤務割表等を添付した場合は、職員別の勤務時間帯についての記入は省略することができる（常勤換算後の人数は記入しなければならない。）。
  - (3) 有資格者（保育士又は看護師（准看護師を含む。））については、その資格を確認することができる書類を添付すること。
- 9 「17 保険の加入状況」の欄
  - (1) 入所児童に関する保険（施設・設備に対する火災保険等は除く。）について記入すること。
  - (2) 入所児童に関する保険に加入したことを確認することができる書類を添付すること。
- 10 「18 提携する医療機関」の欄  
「提携内容」の欄は、提携する内容について具体的に記入すること。
- 11 「19 施設・設備」の欄  
各室の床面積が記載された施設平面図を添付すること。
- 12 その他市長が必要と認める書類を添付すること。

様式第 2 号（第 7 条関係）

高 第 号  
年 月 日

様

高松市長

高松市すこやか認定保育所認定書

高松市すこやか認定保育所事業実施要綱第 7 条の規定により、高松市すこやか認定保育所に認定します。

認 定 年 月 日	年 月 日
施 設 の 名 称	
施 設 の 所 在 地	
管 理 者 の 氏 名	
定 員	
開 所 時 間	時 分 ～ 時 分

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 所在地  
施設名  
設置者氏名 ⑩  
〔法人にあつては、名称〕  
及び代表者の氏名

高松市すこやか認定保育所認定事項変更届

年 月 日付け高 第 号により認定を受けた高松市すこやか認定保育所について、次のとおりその内容等を変更したので、高松市すこやか認定保育所事業実施要綱第8条の規定により、関係書類を添えて届けます。

施設 の 名 称		
施設 の 所 在 地		
変 更 事 項		
変更内容	変更前	
	変更後	
変 更 理 由		
変 更 年 月 日		年 月 日
添 付 書 類		変更の内容が分かる書類

年 月 日

（宛先）高松市長

申出者 所在地  
施設名  
設置者氏名 ⑩  
〔法人にあつては、名称〕  
及び代表者の氏名

高松市すこやか認定保育所認定廃止申出書

高松市すこやか認定保育所の認定を廃止したいので、高松市すこやか認定保育所認定事業実施要綱第9条の規定により申し出ます。

施設 の 名 称	
施設 の 所 在 地	
廃止 予 定 年 月 日	年 月 日
廃 止 の 理 由	

備考 申出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができます。

年 月 日

（宛先）高松市長

所 在 地

施 設 名

設置者氏名

⑨

〔 法人にあつては、名称  
及び代表者の氏名 〕

高松市すこやか認定保育所運営補助金交付申請書

次のとおり高松市すこやか認定保育所運営補助金の交付を受けたいので、高松市すこやか認定保育所実施要綱第 1 7 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

また、申請者の課税・納税状況について確認されることを承諾します。

補助金の申請金額	円
補助事業の期間	( ) 年度 ( ) 半期 ( 年 月 日から 年 月 日まで)
添付資料	(1) 保育児童報告書（様式第 6 号） (2) 児童名簿（様式第 7 号） (3) 収支予算書（様式第 8 号） (4) その他市長が必要と認める書類

様式第6号（第17条、第20条関係）

保 育 児 童 報 告 書

（ ）年度（ ）半期

定員 人

月別児童数 (人)

年齢 月	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
合計	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
月平均児童数	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )

備考

- 1 児童の年齢は、申請年度の初日の前日における年齢とする。
- 2 月別児童数について、括弧外には夜間保育を除く補助対象児童数を記入し、括弧内には夜間保育の補助対象児童数を記入する。
- 3 月平均児童数は、小数第1位を四捨五入して得た数とする。

様式第7号（第17条、第20条関係）

児童名簿（（ ）年度（ ）半期・夜間保育を除く。）

No.	住 所	氏 名	生年月日	入 所 年月日	退 所 年月日	保 育 が 必 要 な 理 由	
						父	母
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							

児童名簿（（ ）年度（ ）半期・夜間保育）

No.	住 所	氏 名	生年月日	入 所 年月日	退 所 年月日	保育が必要な理由	
						父	母
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							

様式第8号（第17条関係）

## 収 支 予 算 書

（        ）年度（        ）半期

### 1 収入の部

区 分	予 算 額	摘 要
	円	
計		

### 2 支出の部

区 分	予 算 額	摘 要
	円	
計		

高 第 号  
年 月 日

様

高松市長

高松市すこやか認定保育所運営補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定したので、高松市すこやか認定保育所事業実施要綱第18条の規定により通知します。

1 補助金の交付予定額 円

2 交付条件

- (1) この補助金は、高松市すこやか認定保育所事業実施要綱に基づくもので、その目的以外に使用してはなりません。
- (2) 次のア又はイのいずれかに該当するときは、速やかに市長の承認を受けなければなりません。
  - ア 申請書又は申請書に添付した書類の内容又は記載した事項を変更しようとするとき。
  - イ 補助事業を廃止しようとするとき。
- (3) 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。
- (4) 高松市すこやか認定保育所事業実施要綱の規定に違反した場合は、交付の決定の全部又は一部を取り消し、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、当該補助金の返還を求めます。

年 月 日

（宛先）高松市長

所在地  
施設名  
設置者氏名

㊟

高松市すこやか認定保育所運営補助金変更承認申請書

年 月 日付け高 第 号により補助金の交付の決定を受けた補助事業について、次のとおりその内容等を変更したいので、高松市すこやか認定保育所事業実施要綱第19条の規定により、関係書類を添えて申請します。

変更後の補助金の申請金額		円
変更する項目		
変更内容	変更前	
	変更後	
変更理由		
変更年月日		年 月 日
添付書類		変更の内容が分かる書類
備考		

年 月 日

（宛先）高松市長

所在地

施設名

設置者氏名

㊟

高松市すこやか認定保育所運営補助金廃止承認申請書

年 月 日付け高 第 号により補助金の交付の決定を受けた補助事業について、次のとおり廃止したいので、高松市すこやか認定保育所事業実施要綱第 1 9 条の規定により申請します。

交 付 予 定 額	円
廃 止 の 理 由	
廃 止 の 年 月 日	年 月 日
備 考	

様式第 1 2 号（第 2 0 条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

所在地

施設名

設置者氏名

㊟

高松市すこやか認定保育所運営補助金実績報告書

年 月 日付け高 第 号により補助金の交付の決定を受けた補助事業について、次のとおり高松市すこやか認定保育所事業実施要綱第 2 0 条の規定により関係書類を添えて、実績報告をします。

補助金の額	円
添付書類	(1) 保育児童報告書（様式第 6 号）（交付の申請時から変更がある場合に限る。） (2) 児童名簿（様式第 7 号）（交付の申請時から変更がある場合に限る。） (3) 収支決算書（様式第 1 3 号） (4) 補助対象経費を支払ったことが確認できる書類 (5) その他市長が必要と認める書類

様式第13号（第20条関係）

## 収支決算書

（ ）年度（ ）半期

### 1 収入の部

区 分	予 算 額	決 算 額	増 減 額	摘 要
	円	円	円	
計				

### 2 支出の部

区 分	予 算 額	決 算 額	増 減 額	摘 要
	円	円	円	
計				

様式第14号（第21条関係）

高松市指令 第 号

様

年 月 日付けで実績報告のあった高松市すこやか認定保育所補助事業について、次の条件を付して補助金として 円を交付します。

年 月 日

高松市長

- 1 この補助金は、高松市すこやか認定保育所事業実施要綱に基づくもので、その目的以外に使用してはなりません。
- 2 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。
- 3 高松市すこやか認定保育所事業実施要綱の規定に違反した場合は、交付の決定の全部又は一部を取り消し、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、当該補助金の返還を求めます。